財政援助団体等監査指摘事項

財政援助団体等監査指摘事項	
監査対象機関名 千早赤阪村人権協会	
監査実施年月日 令和3年11月19日(金)	
監査の結果	措置の状況
千早赤阪村より補助等を受けた事業の実施	
状況について	
・事務局が作成した決裁文書に会長、副会	・会長の印をもらって、改善いたします。
長の決裁印が抜けているものが一部見受	
けられた。	
・人権の啓発物品としておしぼりセット、	・来年度より当初に啓発物品を購入するよ
シャープペンを購入し、配布しているが、	う改善いたします。
購入を令和2年度末に実施し、配布を令	
和3年度に実施していた。このことは地	
方自治法第 208 条第 2 項の「各会計年度	
における歳出は、その年度の歳入をもつ	
て、これに充てなければならない」とい	
う会計年度独立の原則に抵触するもので	
ある。	
・令和2年度の実績報告に人権啓発カレン	・次回から人権協会の実績報告書には、「人
ダー及び人権ポスターの作成並びに人権	権啓発カレンダー及び人権ポスターの作
相談を実施したと記載しているが、当該	成並びに人権相談を実施した」と記載し
事業を実施したのは人権協会ではなく千	ないようにいたします。
早赤阪村であり、人権協会の実績報告書	
に記載するのは不適切である。	
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·